

## 第6章 計画条件の整理

### 6-1 導入機能・規模

#### 1) 導入機能の考え方

導入機能は、新たな学校づくりに向けた課題、魅力ある学校づくりの基本方針を踏まえ、以下の4つの機能とします。

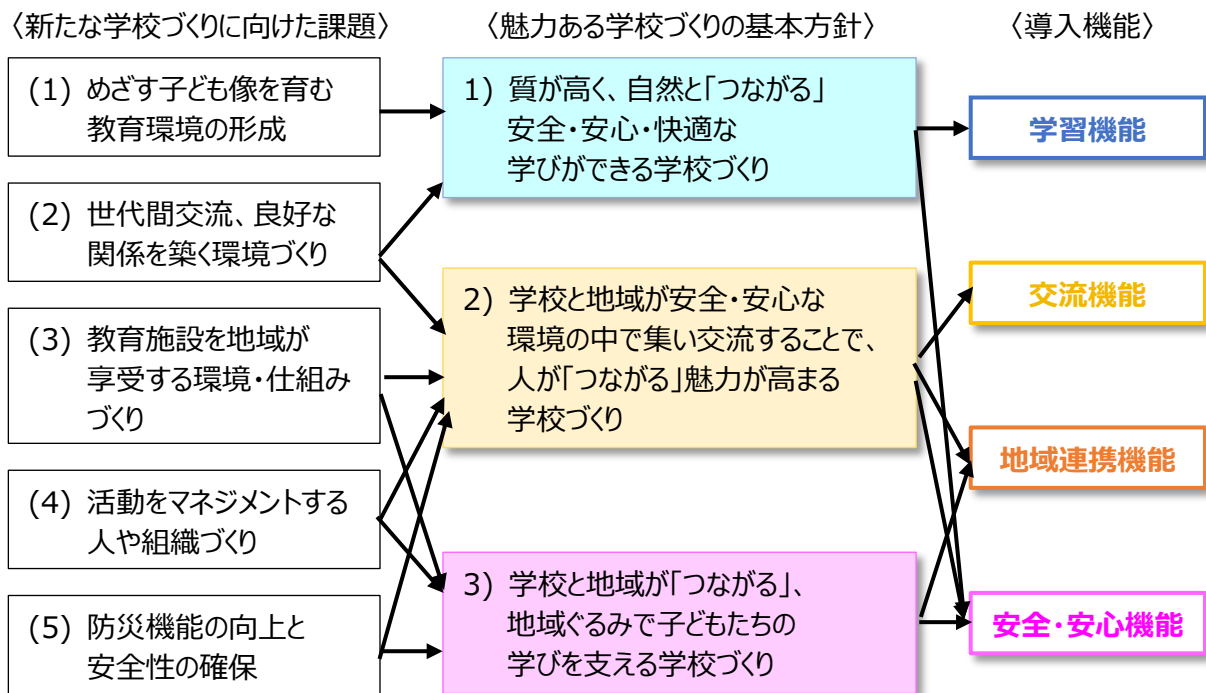


図 6.1 導入機能の考え方

#### 2) 諸室の検討

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」で必ず設置することが位置づけられている普通教室、特別教室等、図書室、室内運動場、職員室、保健室、運動場を必須とします。

また、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」で設置が望ましいと記載されている諸室についても必須とし、地域協議会及び教職員協議会等のワークショップの意見集約も考慮し、本計画で導入すべき諸室を決定します。

なお、導入する諸室を検討するにあたっては、地域活動としては従来型を踏襲しつつ、コミュニティスクール等の新しい取り組みを取り入れることを視野に入れ、施設助成関係にかかる「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（義務法）」での位置づけを参考としながら、学校施設として補助対象とすべき諸室を検討・設定します。

表 6.1 諸室設定の根拠

諸室名	文科省 学校教育法 小学校・中学校設置基準	文科省 小学校・中学校施設整備指針	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	協議会		本計画での 導入の有無	備考	
				教員	地域			
学習関係諸室	普通教室	◎	○	●	□	※1	【設定】※1:ホームベース(ホームルームを行うだけの教室またはスペース)の設置については、教育方針(4-3-2制・教科教室型)の導入を想定する場合は検討する	
	多目的教室		○	●	□	有	各学年の多目的教室(少人数教室)とする 学年スペース(多目的ラウンジ)との兼用も可とする	
	少人数教室				□	有		
	特別支援教室	○	○			□	有	
	通級指導教室		○				有	
	(特別教室等)	◎	○	●	□	□	有	
	理科室	◎	○	●		□	有	
	生活科のための教室 (学校施設全体)	◎	○	●	●		有	普通教室、特別教室で使用する
	国語室(普通教室)	(◎)					※1	【設定】※1:教育方針(4-3-2制・教科教室型)の導入を想定する場合はホームベース(ホームルームを行うだけの教室)と合わせて検討する
	社会室(普通教室)	(◎)					※1	
	数学室(普通教室)	(◎)					※1	
	児童生徒更衣室等(ロッカー)	(◎)					※1	
	音楽室	◎	○	●		□	有	
	図工室	◎	○	●		□	有	美術室との兼用も可とする
	美術室	◎	○	●		□	有	図工室との兼用も可とする
	技術室	◎	○	●		□	有	
	調理室	◎		●		□	有	
	被服室	◎					有	
	外国語室	◎	○	●	●		有	●外国語教室
	メディアセンター	◎	○	●	□	□	有	
	コンピュータ教室	◎	○	●	□	□	有	コンピュータ教室、図書室、視聴覚室の機能を兼ねたメディアセンターとして整備する
	図書室	◎	○	●	□	□	有	
	視聴覚教室		○	●			有	多目的ホール・学年スペースの一部にも視聴覚設備として導入する
	相談室		○	●	●		有	進路指導室も兼ねる
	放送室		○				有	職員室に近接または隣接して設置する
	教材室		○				有	各階の教員ステーションに隣接※必要面積(今後の使い方)の確認、教材室と兼用を検討する
	屋内運動施設等	屋内運動場	◎	○	●	□	有	メインアリーナとサブアリーナを設置する
		武道場		○	●		有	多目的ホール、ランチルーム、サブアリーナとの兼用も可とする
屋内プール			○		△	※2	【設定】※2:いきいきランドのプールを使用する	
ステージ						有	儀式的行事、学芸的行事等での使用を想定する	
ギャラリー						有		
更衣室						有		
倉庫						有		
運動場	運動場	◎	○		□	有		
	メイングラウンド				□	有		
	サブグラウンド				□	有		
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等		○			△	導入の有無はプランによる	
	テラス、バルコニー		○			△	導入の有無はプランによる	
	学年スペース (多目的ラウンジ)				□	有	多目的教室、少人数教室、多目的ホール、ランチルームとの兼用も可とする	
	多目的ホール			●	□	有	武道場、ランチルーム、サブアリーナとの兼用も可とする	
	食堂、ランチルーム等		○			有	武道場、多目的ホール、サブアリーナ、学年スペースとの兼用も可とする	
	配膳室		○	●		有	エレベーター(EV)ホールおよびランチルームに隣接または近接して設置する	
共通空間	調理室		○	●		有		
	昇降口、玄関等		○			有		
	便所		○	●		有		
	廊下・階段		○	●		有		
エレベーター(EV)室		○			有			
管理関係室	校長室		○	●		有	校長室の一部を応接室と兼用することも可とする 校長室と別で設置する場合は校長室に隣接し、会議室に近接する	
	職員室	◎	○	●	□	有	職員室の一部は受付機能としての兼用も可とする	
	教員ステーション				□	△	教員ステーションの導入の有無はプランによる	
	受付		○			有	教員室を設置する場合は教材室を隣接して設置する	
	保健室	◎	○	●	□	有	●保健衛生室	
	専門スタッフ等スペースに近接または一部を兼用も可とする					有		
	カウンセリング室		○			有	スクールカウンセラー等の利用実態に合わせて保健室に近接または保健室の一部を兼用も可とする	
	事務室		○			有	印刷室に近接して設置する	
	印刷室		○		□	有	事務室に近接して設置し、職員室の一部との兼用も可とする	
	主事室		○	●		有	●用務員室	
	会議室		○			有		
	応接室		○			有		
	職員用更衣室		○			有		
	職員用休憩室		○			有		
機材室(倉庫)			●	□	有	●物置等		
倉庫(機材室)					有	機材室と倉庫との兼用も可とする		
電気室					有			
PTA室(特別活動室)		○			□	有		
地域と学校の 連携・協働の ためのスペース	コミュニティスペース 地域協働本部 (特別活動室)		○	●		※3	【設定】※3:学校施設(特別活動室)または公共施設(学校施設外)として導入する	
	放課後児童会					有	公共施設(学校施設外)として設置する	
その他	防災倉庫					有	公共施設(学校施設外)として設置する	

※、調理室、被服室は小学校・中学校施設整備指針では家庭教室と表記

凡例	◎ 小学校・中学校設置基準に定められた、校舎に備えるべき施設	□ 協議会(教員・地域)等にて導入が検討された諸室
	○ 小学校・中学校設置基準に定められた、必要に応じて備える施設	△ プランにより導入の有無がある諸室
	● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に記載がある諸室	【設定】 本計画で新たに導入を設定する施設や諸室

### 3) 諸室と機能の整理

学習機能、交流機能、地域連携機能、安全・安心機能に対応する諸室を以下のように整理します。

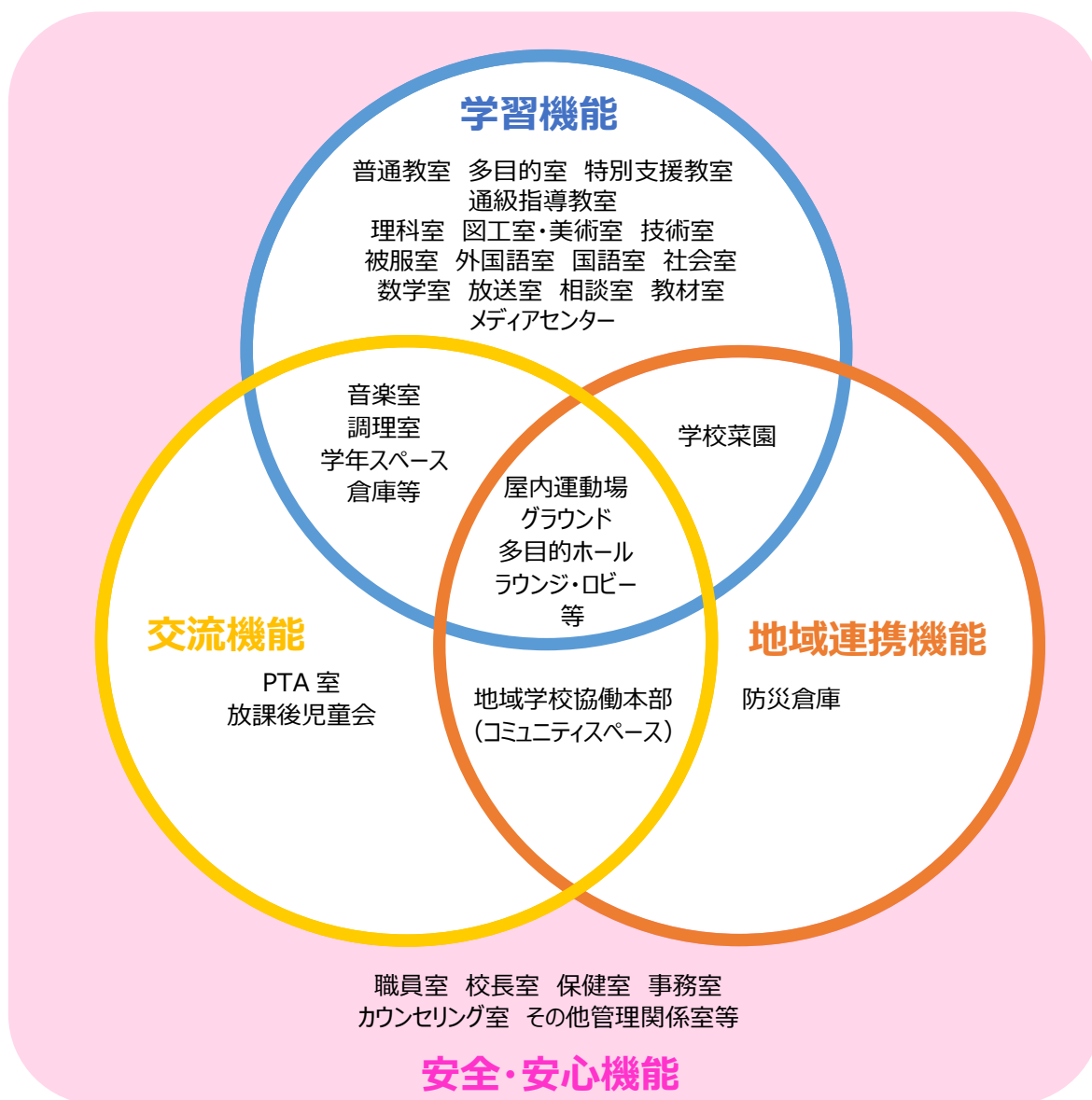


図 6.2 諸室の機能分類

#### 4) 諸室の整備方針

諸室の整備方針は、小学校・中学校設置基準および公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、協議会ワークショップでの意見を踏まえ、公立小中学校施設整備指針による諸室区分ごとに以下のように設定します。

表 6.2 諸室の整備方針

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学年ごとの区画は、相互の視覚的な連続性やホール等共用する空間との連続性に留意します。</li> <li>• 低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラスなど低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめます。</li> <li>• 教科教室型の場合においては、生徒の持ち物の置き場、学級活動を行う場等としてホームベース等の専用の空間を確保します。</li> <li>• ICT を活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。</li> <li>• 普通教室の近くにはティーチャーズスポットの空間をつくり、教員のための教材置き場の確保を検討します。</li> </ul>	○			
	多目的室 (少人数教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態や児童生徒の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、適切な規模、構成等とするとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる空間を確保します。</li> <li>• ICT を活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。</li> <li>• 各学年の多目的教室、少人数教室、学年スペース（多目的ラウンジ）との兼用も可とします。</li> </ul>	○			
	特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。</li> <li>• 通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連、職員室及び保健室との連絡、トイレ等との関連に留意します。</li> </ul>	○			
	通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室を確保します。</li> </ul>	○			

諸室区分	諸室名	整備方針	機能				
			学習	交流	地域連携	安全・安心	
学習関係諸室	特別教室等	理科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>実験用机及び必要となる各種設備について学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置することのできる空間を確保します。</li> <li>ICTを活用した観察、実験の指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。</li> <li>屋外空間との連続性を考慮し、自然環境を身近に学ぶことができるようにします。</li> </ul>	○			
		音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型の楽器を含め学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状、遮音性能を確保します。</li> <li>地域の人も活用できる諸室としての整備を検討します。</li> </ul>	○	○	○	
		図工室	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置する空間を確保します。</li> </ul>	○			
		美術室	<ul style="list-style-type: none"> <li>図工室および美術室に近接する作品を展示する空間の確保を検討します。</li> </ul>				
		技術室	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な面積的余裕を確保しつつ、各種工作機械、工具等を利用するコーナーなどの空間を十分な動作空間とともに配置することのできる空間を確保します。</li> <li>ICTを活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。</li> </ul>	○			
		調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる空間を確保します。</li> <li>大型モニターを設置するなど、子どもたちが安全で効果的に調理方法を学ぶための設備を検討します。</li> <li>親子料理教室など、地域の人も利用可能な食育の場として活用できるような整備を検討します。</li> <li>災害時の避難場所としても対応可能な空間、設備を整備します。</li> </ul>	○			
		被服室	<ul style="list-style-type: none"> <li>編成する集団の数、規模等に応じ設備、機器等を必要な間隔で適切に配置することのできる空間を確保します。</li> <li>作品を展示する空間を確保し、必要に応じ住居に係る学習を行うことのできる空間を確保します。</li> <li>ICTを活用した指導等を考慮し大型提示装置等の導入を検討します。</li> </ul>	○			

諸室 区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	特別教室等	外国語室	○			
		国語室・社会室・数学室（普通教室）、児童生徒更衣室等	○			
	メディアセンター	メディアセンター	○			
		コンピュータ教室	○			
		図書室	○			
		視聴覚室	○			

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
学習関係諸室	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒と教師が個別に相談でき、児童生徒が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間を確保します。</li> <li>グループ指導も可能となるような面積、形状等を確保するとともに必要に応じ空間を仕切ることができるよう留意します。</li> </ul>	○			
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒及び教職員が使用可能な放送施設を確保します。</li> </ul>	○			
	教材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材・教具の種類、数量等に応じた必要な規模を確保します。(各階の教員ステーションに隣接させることも可)</li> </ul>	○			
屋内運動施設等	屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、部活動等の内容などに応じた必要な規模を確保します。</li> <li>同時使用時においても相互の学習の効果を減じないよう遮音性等に考慮します。</li> <li>儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を想定し、必要な規模のステージ・ギャラリー等の空間を確保します。</li> <li>災害時の避難場所として 250～300 名が収容可能な施設規模を確保します。</li> </ul>	○	○		○
	更衣室・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内運動場と一体的に附属施設として確保します。</li> </ul>	○	○		
運動場	メイングラウンド・サブグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>異学年が同時に授業可能となるようグラウンドを分けます。</li> <li>メイングラウンドは、高学年が中心に使用するグラウンドとします。また、サブグラウンドは低学年が中心に使用するグラウンドとし、メイングラウンドとサブグラウンドの同時利用も安全性に問題ない配置とします。</li> <li>地域に開放するなどのイベントが実施可能なスペースを考慮した施設整備を検討します。</li> </ul>	○	○	○	○
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保を検討します。</li> <li>明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とし、交流等を促すための工夫としてベンチやラウンジ等の配置を検討します。</li> <li>雨天時に部活動等ができるようなスペースの確保を検討します。</li> </ul>	○	○	○	

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
生活・交流空間	学年スペース (多目的ラウンジ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保するとともに、異学年交流のできるスペースを確保します。</li> <li>明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とします。</li> <li>多目的教室、少人数教室、多目的ホール、ランチルームとの兼用も可とします。</li> </ul>	○	○		
	多目的ホール (武道場、ランチルーム、サブアリーナ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校活動だけでなく、地域にも活用される場として、利用目的、利用人数等を考慮し適切な規模のスペースを確保します。</li> <li>給食時間の異学年交流や全学年の半数～1/3程度が交流できるスペースとします。</li> <li>サブアリーナや武道場としても活用できるような整備を考慮します。</li> </ul>	○	○	○	
	配膳室 (パントリー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送された給食を、児童生徒への受け渡しまで安全・衛生的に保管するとともに、安全・効率的に受け渡しを行なうことのできる専用のスペースを確保します。</li> </ul>	○			
共通空間	昇降口、玄関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>始業時、終業時等における利用人数に応じるとともに、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に安全かつ円滑に出入りできる十分な規模を確保します。</li> <li>障がいのある児童生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障をきたさないようユニバーサルデザインを導入します。</li> </ul>	○			
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ、手洗い、流し、水飲み場等の設備は児童生徒の体格差に配慮し男女別に計画します。</li> <li>生活様式や児童生徒のニーズ等を踏まえ、洋式便器を採用します。</li> <li>LGBT 対応にも配慮したトイレを設置します。</li> <li>障がいのある児童、教職員及び学校開放時または避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえ、高齢者、障がい者用の便器、手すり等の設備を設置したトイレを設置します。</li> <li>教職員用や外来者用の便所は児童用とは別に整備します。</li> </ul>	○	○	○	
	廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全かつ円滑な動線としての機能を確保するとともに児童生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮します。</li> </ul>	○	○		
	エレベータ (EV) 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮します。</li> </ul>				○



諸室 区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
管理関係室	校長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。</li> <li>• 校長室の一部を応接室と兼用することも可とします。</li> </ul>				○
	職員室 (教員ステーション) ・受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教職員が授業以外の校務にたずさわる部屋として PC 環境、校務支援システムや会議システム等 ICT を効果的に活用することのできる諸室を確保します。</li> <li>• 教員ステーションを設置する場合は教材室を隣接させます。</li> <li>• 職員室の一部は受付機能としての兼用も可とした場合、防犯上の観点から外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるような受付機能を持たせます。</li> </ul>				○
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 養護教諭が常駐し、校内における怪我や病気に対応するため、静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保します。</li> </ul>				○
	カウンセリング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スクールカウンセラーや児童生徒の利用実態に合わせて保健室に近接または保健室の一部を兼用した諸室として確保します。</li> </ul>				○
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校事務を行う諸室として校長室、職員室、外来者用玄関、印刷室等との連携に配慮します。</li> </ul>				○
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務室に近接し、職員室の一部との兼用も可とします。</li> </ul>				○
	主事室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校施設・教育環境の整備などの用務に従事する職員の諸室として確保します。</li> </ul>				○
	会議室・応接室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会議机等の家具を多用途に活用できるよう余裕を持った面積、形状とし、ICT を効果的に活用することのできるような諸室を確保します。</li> </ul>			○	○
	職員用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女別に配置し、必要な収納家具を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。</li> </ul>				○
	職員用休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教職員のリフレッシュや簡易な（スタンディング）ミーティングの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう男女別に計画し、和室やソファ等の家具の導入を考慮した空間とします。</li> </ul>				○

諸室区分	諸室名	整備方針	機能			
			学習	交流	地域連携	安全・安心
管理関係室	倉庫・機材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 収納、管理する物品等の現況及び将来の需要を十分検討し、物品の種類に応じ必要となる空間を確保します。</li> <li>• 機材室と倉庫との兼用も可とします。</li> </ul>				○
	電気室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気設備が格納された諸室であり、配電設備や通信設備を安全に格納、保守点検できるペースを確保します。</li> </ul>				○
	PTA 室 (特別活動室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P T A 活動の拠点となる室として必要な家具等を適切に配置できる面積、形状の空間を確保します。</li> <li>• 児童生徒の個人情報を扱うこともあるため、パソコンや印刷事務等の機能はコミュニティスペース・地域支援室とは別に設置することを検討します。</li> </ul>			○	○
地域と学校の連携・協働のためのスペース	コミュニティスペース 地域学校協働本部 (特別活動室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校運営協議会、地域学校協働活動や P T A 活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として地域住民の出入りしやすさに留意します。</li> <li>• 地域学校協働活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状とします。</li> <li>• 学校施設（特別活動室）または公共施設（学校施設外）として導入を検討します。</li> <li>• 地域の人も利用できるカフェ空間として整備します。</li> </ul>		○	○	
その他	放課後児童会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る保育事業の場として、児童 250 人程度を収容可能な空間を確保します。</li> </ul>		○		
	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防災担当部局と連携し想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保します。</li> </ul>				○

※赤字：地域協議会・教職員協議会等から出た意見を参考に整備方針を設定。

## 5) 諸室の規模設定

### (1) 小中一貫校における9年間を見通した指導体制

『交野市小中一貫教育指針』では、下記のような方向性が示されています。

#### 【交野市小中一貫教育指針（抜粋）】

『交野型小中一貫教育(KATANO STYLE)で未来を生き抜く

「柔軟でたくましい子どもたち」を9年間で育てます。』

交野市の小中一貫教育は、小・中学校間の段差解消等、生徒指導上の課題対応を目的に小学校と中学校の連結部分に特化する小中連携教育ではなく、「義務教育の質を変える」ために進めている。

学習意欲の低下、不登校、いじめ問題、家庭での学習習慣等の課題や、「教育内容の量的・質的充実」や「児童・生徒の発達の早期化等に関わる現象」など、これまでの6-3制の学校のあり方だけでは対応が困難といわれる課題を解決していくためには、より柔軟に社会の変化に対応し、急速な時代の流れにおいても自己を見失わず、常に仲間と協働しながら自ら考える課題に粘り強く向き合い続ける力が必要である。これまで交野市が取り組んできた小中一貫教育の第1ステージを土台に、小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成することで、学園が一体となり系統的な教育をめざす小中一貫教育第2ステージ（交野市小中一貫教育事業による9年間のカリキュラムや新たな科に基づき毎年度、検証・改善を行い、実効性を持たせる交野型小中一貫教育の定着期間）をすすめていくことが必要である。

小中一貫教育を推進するうえで「義務教育学校」の効果について、先行事例における成果や課題を十分検討し、積極的に研究していく必要があり、学年の区切りについても、全国の実態調査において、9年間で6-3制以外の区切りとするほうが、小中一貫教育の成果を高めるとの調査結果を踏まえ、現在設置を計画している施設一体型小中一貫校に関わらず4-3-2制や5-4制について発達段階を踏まえた教育的意義を確認し、積極的に研究していく。

交野市が設置する施設一体型小中一貫校については、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をはじめ、「義務教育学校」、4-3-2制をはじめとする学年の区切りの導入について積極的に検討を進めていく。これらの研究や検討を通じて、交野市全体の「義務教育の質を変える」ために小中一貫教育を積極的にすすめる特色のある「交野型小中一貫教育」をめざすものとする。

小中一貫教育における9年間を見通した教育指針やカリキュラムについては、小学校6年間、中学校3年間という既存の枠組みを基にしながら、義務教育9年間で前期4年、中期3年、後期2年に区分し、発達段階の特性を重視し、連続性・系統性に配慮した教育課程を展開していくことが考えられるため、本計画では、4-3-2制の導入を積極的に検討した諸室の規模や教室の配置を考えます。

<p><b>■前期（4年間：小学校1年生～小学校4年生）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学級担任制によるきめ細かい指導や家庭との連携による規律や学習、生活習慣の定着を図ります。</li> </ul>
<p><b>■中期（3年間：小学校5年生～中学校1年生）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校高学年で一部教科担任制を実施するとともに、小中学校教員の乗り入れ授業やチーム・ティーチングを行い、小・中学校間の円滑な移行を図り、中学校での学習面における不安の軽減を図ります。</li> </ul>
<p><b>■後期（2年間：中学校2年生、中学校3年生）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個性や能力の伸長を図り、自分の生き方を考えたり、これまで身につけたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を見つけ解決する力の育成を図ります。</li> </ul>

(2) 授業方法と教室配置について

令和元年12月、文部科学省は中央教育審議会での「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」を公表しました。その中で、小学校高学年の児童の発達段階や、教育内容の専門性の向上などを踏まえて、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである、としています。

新しい学校では前期を「A型：総合教室型」、中期を「B型：特別教室型」、後期を「C型：教科教室型」と仮定した諸室を設定します。

表 6.3 授業方法と教室配置

区分	前期 小1・2・3・4年生	中期 小5・6・中1年生	後期 中2・3年生
授業方法 と 教室配置	学級担任制  A型：総合教室型	学級担任制／教科担任制  B型：特別教室型	教科担任制  C型：教科教室型
授業方法	大部分の学習・生活活動を普通教室で行う方式	普通教科は普通教室で行い、特別教科を専用の設備・教材を備えた特別教室で行う方式	全教科で専用の教室があり、生徒が時間割に従って教室を移動して授業を受ける方式

### (3) 諸室の規模等の設定

諸室の規模や整備の設定については、小学校・中学校設置基準および公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、協議会ワークショップでの意見を踏まえ整理した、諸室の整備方針に沿って整備することとなる諸室の内容について以下のように設定します。なお、基本設計の際にも実施する協議会ワークショップ等の意見を踏まえ、今後精査することとします。

表 6.4 諸室の規模

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否	
学習関係諸室	普通教室	• 通常の授業を受けるための教室	• 十分な面積の掲示板を壁面設置 • 教室の周辺部に収納棚を設置（タブレット用充電保管庫を含む） • 学年段階の区切りに合わせて廊下側を全開放できる可動間仕切りを検討	• 教室内または廊下にカギ付きロッカーの設置を検討 • 各学年学級数+1 教室が必要	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×	
	多目的室 (少人数教室)	• 多様な教育活動を行うための教室	• 学習内容、学習形態、発達段階等に応じ各種のコーナーの形成や、各種の机、収納家具等を弾力的に配置・収納 • 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習・少人数指導による、学習・グループ学習等に対応 • 利用方法等に応じ適宜空間を分割することが可能	• 各フロアに 1~3 学年が集会できるスペース • 4 名程度の利用可能に分割可（相談、指導、保護者などの複合利用）	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×	
	特別支援教室	• 学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含め、教育上特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒のための教室	• 多様な指導方法のための各種の机配置が可能な面積、形状とする • 特別支援教室の1つ以上に多機能トイレ、シャワー、洗濯スペースを設置	• 教室内または廊下にカギ付きロッカーを設置 • 空調も配慮して 2、3 室に分割可	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×	
	通級指導教室		• 個別指導または小集団による指導のための教室は、障がいの特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とする		64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×	
	特別教室	理科室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 無線 LAN やコンセント、大型提示装置の設置 • 薬品の落下防止		128 m <sup>2</sup> 程度/1 室×3 室 (準備室含む)	×
		音楽室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置、音楽の授業以外の学習活動にも対応可能 • 視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに日常的に利用する楽譜、楽器、小道具等の収納のための空間の確保 • 児童生徒による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設置 • 必要に応じて個別学習用の個人練習室、グループ練習室を設置		128 m <sup>2</sup> 程度/1 室×2 室 (準備室含む)	○
		図工室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 平面的作業空間と立体的作業空間を分ける • 十分な水洗、流しが必要		128 m <sup>2</sup> 程度/1 室 (準備室含む)	×
		美術室	• 教科別、用途別等に用意される教室			128 m <sup>2</sup> 程度/1 室 (準備室含む)	×
		技術室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 作業空間と機械空間を分ける • 設備設置空間と展示空間、試着空間を分ける		128 m <sup>2</sup> 程度/1 室 (準備室含む)	×
		調理室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積、形状等	• 多目的ホールと近接	100 m <sup>2</sup> 程度/1 室	○
		被服室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 作業空間と機械空間を分ける • 設備設置空間と展示空間、試着空間を分ける		128 m <sup>2</sup> 程度/1 室 (準備室含む)	×
		外国語室	• 教科別、用途別等に用意される教室	• 多様な活動に対応 • 資料等の展示、掲示等ができるスペースの確保		64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×
		国語室	※教育方針（4-3-2 制・教科教室型）	—	—	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×
		社会室	の導入を想定する場合はホームベース（ホームルームを行うだけの教室）と合わせて検討	—	—	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×
数学室		—	—	64 m <sup>2</sup> 程度/1 教室	×		

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否	
学習関係諸室	メディアセンター	コンピュータ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度情報化に対応したパソコン等に触れられる場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の機器の更新、増設等も考慮</li> <li>準備室は収納空間を確保、教職員作業空間を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽室等から離れた場所に配置</li> </ul>	64 m <sup>2</sup> 程度 図書室に含む	×
		図書室		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学級相当以上の机及び椅子の配置</li> <li>学習センター、情報センター、読書センター的な機能を持たせた計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴覚室、コンピュータ教室、図書室を一体として整備することも検討</li> </ul>	min320 m <sup>2</sup> 程度 (学校図書館として)	×
		視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真、スライド、映像、音響機器を使用した授業用の教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の機器の更新等を考慮した面積、形状等とする</li> </ul>		100 m <sup>2</sup> 程度	×
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した諸室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ指導も可能な必要面積、形状等を確保</li> <li>児童、保護者からの各種相談に対応できるよう家具を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒がクールダウンでき、コミュニケーションを図ることもできるスペース</li> </ul>	32 m <sup>2</sup> 程度/室	×	
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内放送を行う諸室</li> </ul>				32 m <sup>2</sup> 程度/ 1 室	×
	教材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材、教具及び児童生徒の作品等を種類に応じ分類して保管、管理する諸室</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>各フロアに設置</li> </ul>	32 m <sup>2</sup> 程度/ 1 室	×
屋内運動施設等	屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で体育、部活動、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、部活動等の内容に応じた必要な規模</li> <li>行事、集会、発表等に利用する予定の場合は必要規模のステージ、控室等の空間を確保、各種情報機器の利用にも配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容避難者想定人数：250～300 人程度</li> </ul>	1,800～2,200 m <sup>2</sup> 程度	○	
	更衣室・倉庫				ロッカー40 人分を男女別での設置を想定	○	
運動場	メイングラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動や遊戯を行う広場。主に野外での体育や昼休み等の遊び場として使用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>メイングラウンド、サブグラウンドとの分離・雁行配置</li> </ul>	200mトラック 100m 短距離	○	
	サブグラウンド				50m 短距離	○	
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動、交流活動に使用する諸室</li> <li>雨天時の部活動等にも使用</li> </ul>			適宜	×	
	学年スペース(多目的ラウンジ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動、交流活動に使用する諸室</li> <li>異学年交流にも使用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒がクールダウンでき、コミュニケーションを図ることもできるスペース</li> </ul>	192 m <sup>2</sup> 程度/1 フロア	×	
	多目的ホール(武道場、ランチルーム、サブアリーナ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ランチルームとして、食事形態に応じた食事を可能とする家具を弾力的に配置。手洗いのためのコーナーの設置。</li> <li>武道場として、利用方法、人数、形態に応じた適切な計画</li> <li>行事、集会、発表等に利用するサブアリーナとして、必要規模のステージ、控室等の空間を確保、各種情報機器の利用にも配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的教室、ランチルーム、武道場を複合利用できる形で設置</li> <li>給食時間の異学年交流や全学年の半数か 1/3 程度が交流できるスペースの設置</li> </ul>	600 m <sup>2</sup> 程度	○	
	配膳室(パントリー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の準備を行う諸室</li> </ul>				30 m <sup>2</sup> 程度/1 室	×
共通空間	昇降口・玄関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口に配置される玄関で上履きと靴を履き替える場所</li> </ul>			128 m <sup>2</sup> 程度	○	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒数に応じた男女別トイレ(多機能トイレ含む)、手洗い場など</li> <li>教職員数に応じた男女別トイレ(多機能トイレ含む)、手洗い場など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男子トイレ 1 か所につき、小便器×4、大便器×2、手洗×2 (1 学年あたり)</li> <li>女子トイレ 1 か所につき、便器×5、手洗×3 (1 学年あたり)</li> <li>LGBT 対応にも配慮した男女共用トイレを各階に 1 か所以上設置</li> <li>車いす利用者や障がい者用の多機能トイレを各階に 1 か所以上設置</li> </ul>			○	
	廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内の水平、垂直移動の経路、避難路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の交流の場や作品等の展示などの場として活用できる幅員や面積、形状を確保、証明設備の設置等による十分な明るさの確保</li> </ul>		適宜	○	
	エレベーター(EV)室	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者や障がい者用の垂直移動の経路</li> </ul>				ストレッチャー及び給食配送用コンテナが入る大きさとする	○

区分	諸室名	諸室概要	具体的な整備内容	意見集約	設定規模	地域との 共用の可否
管理関係室	校長室	• 校長の執務、来客の応接、地域教育関係者等との会合の場	• 応接や各種資料等を保管し、展示するための家具等を設置		32 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	職員室 (教員ステーション) ・受付	• 教職員が待機し、授業準備等を行う諸室	• 事務処理のための備品、機器を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分設置できる • 休憩コーナー、打合せコーナー、水回りコーナー等の空間を確保	• PC環境、デスク回り、会議システム等（働き方改革を支える小場環境の整備） • 多目的室と隣接または併用での各フロアに設置	256 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	保健室	• 健康診断、健康相談、救急処置等を行うための諸室で養護教諭が常駐	• 各種業務に柔軟に対応し、ベッドを配置する空間を適切に区画 • 保健室内あるいは隣接または近接した位置に多機能トイレ、シャワー、洗濯スペースを設置	• 小中別々の保健室を近接または隣接、あるいは同一として2分割も可能とする	64 m <sup>2</sup> 程度/各室	×
	カウンセリング室				32 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	事務室	• 学校事務を行う諸室	• 収納家具を十分かつ適切に配置		32 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	印刷室				32 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	主事室				32 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	会議室・応接室	• 教職員が各種会議に用いる部屋及び来客に対応する諸室	• ICTを効果的に活用し、多用途に活用できる		128 m <sup>2</sup> 程度/室	×
	職員用更衣室	• 教職員の着替えに用いる諸室	• 男女別に計画し、シャワーや必要な収納家具も設置		64 m <sup>2</sup> 程度/男女別	×
	職員用休憩室	• 教職員の休憩に用いる諸室	• 男女別に計画 • 教職員がリフレッシュでき、また、簡易な（スタンディング）ミーティングができるよう家具を設置		64 m <sup>2</sup> 程度/男女別	×
	倉庫・機材室	• 学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する諸室				×
	電気室	• 学校施設が提供する水道・電気・冷暖房等を維持するための装置が備えられた諸室			100 m <sup>2</sup> 程度	×
	PTA室 (特別活動室)		• PTA室やコミュニティスペース・地域学校協働本部等の特別活動室は、各団体等が取り扱う個人情報に配慮し、鍵付き収納棚を十分かつ適切に配置 • 印刷作業や会議、また様々な活動にも多用途に活用できる • 特別活動室の一室は和室		64 m <sup>2</sup> 程度	○
連携・協働 スペース	コミュニティスペース、 地域学校協働本部 (特別活動室)				200～300 m <sup>2</sup> 程度	○
その他	放課後児童会	• 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る諸室	• 交野児童会交野児童会分室在籍予測人数（190人）長宝寺児童会在籍予測人数（50人）が過ごせる床面積396 m <sup>2</sup> （1.65 m <sup>2</sup> ×240人）程度と指導員事務所面積21.6 m <sup>2</sup> 程度 • 多機能トイレ • 普通教室（64 m <sup>2</sup> 程度/室）の面積の場合、6教室程度が必要		420 m <sup>2</sup> 程度	×
	防災倉庫		• 8m×4m程度のスペース必要 • 外部からの搬入車両のアプローチが可能となる位置とする		32 m <sup>2</sup> 程度	○

## 6-2 各種条件の設定

### 1) 運営条件（他の公共施設の活用等を含む）

従来型の枠を超えた学校施設の活用を行うには時間を要するため、今年度の基本計画策定時点では、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営するような取組みは見込まないものとし、本事業は、運営・維持管理は実質としてメンテナンスのみとして取り扱います。

なお、周辺公共施設の活用について、地域協議会や教職員協議会等ワークショップの中で出された意見も踏まえ検討した結果、施設一体型小中一貫校の整備では新たなプールは設置せず、近接している交野市立総合体育施設「いきいきランド交野」の屋内プールを利用する方向で整備を進めます。

また、新しい学校の施設整備や活動主体の役割分担は以下の通りと考えられます。

表 6.5 事業主体、管理・運営主体

名称	内容・役割
行政 (交野市・交野市教育委員会)	施設の設置者・学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事業担当機関
地域団体等	新しい魅力ある学校を創り上げていく上でその取組みに期待する活動運営主体
民間事業者	上記以外に、第三者として事業に関与することを想定。学校の維持管理や、場合によっては上記地域団体等活動主体・運営主体と共に活動、またはそれら団体等を支援する役割

※地域団体等と民間事業者は、ともに内容・役割について未定

上記、各主体による役割分担のもと、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営できる環境を整備し、他の公共施設も活用した取組みとして検討を進めていきます。

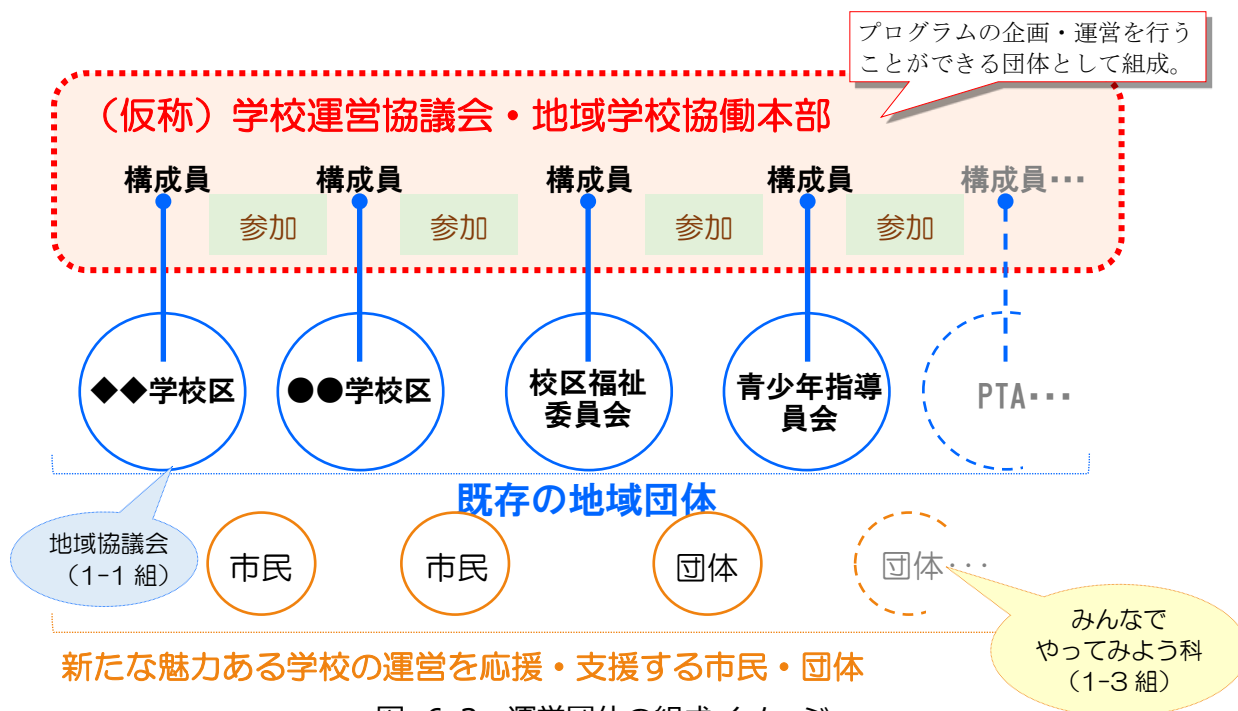


図 6.3 運営団体の組成イメージ



## 【運営主体の構成イメージ】

### ■ 既存の地域団体を主体とした組成：運営主体のベースづくり

- 地域に開かれた新しい学校づくりを進めるためには、継続性を持った運営主体（団体）を組成することが重要であり、これまで地域を見守ってきた地域の学校関係団体等既存の地域団体を主体とした運営主体（団体）の構成を想定しています。

### ■ 新たな人材の確保：本事業をきっかけとした地域課題（人材不足）の解消

- 上記の構成員に加え、団体等には所属していませんが、魅力ある学校づくりを考えていく上では、学校への支援や地域のまちづくりに興味のある『人・団体・企業など』が構成員の一員として参加できる仕組みも想定し、組織づくりの検討を進めていきます。
- そうすることで、地域の既存団体が抱える様々な問題（高齢化・人材不足など）の解消に貢献できる可能性も考えられます。

## 2) 施設管理条件

従来型の枠を超えた学校施設の活用を行うには時間を要するため、今年度の基本計画策定時点では、学校と地域が連携する様々なプログラムを企画運営するような取組みは見込まないものとし、本事業は、運営・維持管理は実質としてメンテナンスのみとして取り扱います。

メンテナンスは以下の予防保全の考え方に基づいて実施します。メンテナンスのグレードは、大きくわけて以下の3区分に分類されますが、施設の利用状況や劣化状況等に応じて適切に使い方をを行うことで費用対効果を高める工夫が必要です。

グレード1：予防保全（危機管理方式）+事後保全（対症療法方式）+事後保全（適宜措置方式）

グレード2：予防保全（危機管理方式）+事後保全（適宜措置方式）

グレード3：予防保全（危機管理方式）

表 6.6 予防保全・事後保全の考え方

保全種別	方式	劣化・不具合の確認方法	対処方法	劣化程度
事後保全	対症療法方式	定期点検・日常点検における劣化・不具合の程度及び兆候把握	深刻な劣化・機能停止などの発生前に、軽微な劣化や不具合を把握することで、その兆候に応じて適切な対策を講じる維持管理方法	小 ↑ ↓ 大
	適宜措置方式	定期点検・日常点検・日常的な施設利用における劣化・機能停止など	劣化・機能停止などが発生次第、適宜、対策を講じる維持管理方法	
予防保全	危機管理方式	定期点検・日常点検における異常の有無、更新予定時期	劣化・機能停止などにより建物全体に重大な被害が発生するため、耐用年数などを考慮して、施設に不具合が発生する前に対策を講じて、その後に不具合が発生しないように保全する維持管理方法	

### 3) 施設活用条件（地域開放等の複合化を含む）

次期学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」（「アクティブ・ラーニング」）といった考え方が示されており、本市においては、未来を切り拓き、進化し続ける社会の中で活躍できる能力の育成に対応できる、新しい学習環境づくりが求められています。

また、本事業は、「交野市学校規模適正化基本計画（平成31年2月）」にも位置付けられているとおり、『子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていくことを考えると、今後、地域のニーズに対応して、余裕教室の活用や学校施設の複合化も検討』、『学校施設の複合化も含めて、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の方々も利用しやすい施設整備を検討』など、地域開放による施設の運営も意識した取組みが求められています。

新しい学校で魅力ある取組みを進めていくためには、協議会ワークショップ等で検討している協議会での意見を踏まえ、運営の考え方や施設の活用のあり方、活用条件を検討していくことが重要であり、魅力ある学校づくり・学校運営を進めていくため、地域住民等で構成する組織を中心に学校施設の活用が可能となるよう、公共施設として位置付けられた諸室の導入（学校施設との複合化）や諸室の配置を検討します。

### 4) 変動条件

基本計画策定時点において基本設計以降に影響する与条件として確定できないもの・決まっていないものについては、仮定の条件として設定し検討をすすめています。下記に、基本計画策定時点で仮設定している事項について列挙します。

今後、基本設計以降の検討を進める中で、条件として確定し、設計等に反映していくことが必要です。

#### 【授業方法与教室配置について】

- 教育方針（4-3-2制・教科教育型）の導入の可否等に伴い、導入機能・規模や配置計画・設計等が変更になる可能性があります。

#### 【施設活用条件（地域開放等の複合化を含む）】

- 施設の地域開放について今後、交野市地域団体等、民間事業者等と活用方法や運用方法を検討するため、導入機能・規模や配置計画・設計等が変更になる可能性があります。